別記様式第十六中「採　光」を「採光又は照明」に、「6　票中※印のあるものは、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）第五第三号㈣に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。」を「6　票中※印のあるものは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第二十八条の二第一項第三号ハ並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）第五第三号㈣に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2　この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十四及び別記様式第十六に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年五月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○財務省告示第三百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月六日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百八十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各申込みの応募額を案分により割り当てる。 ロ　非競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四十六億四千五百万円 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千六百七十八億円
六　発行額	イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三百九十九億円 ロ　非競争入札発行　二兆二千二百五十三億二千四百六十九万五千円 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四十六億四千百九十三万四千三百円 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　千六百七十六億八千九百二十五万二千円
七　払込金額	イ　価格競争入札発行　三百九十八億七千三百六十六万六千円 ロ　非競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭四厘 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭以上のそれぞれの応募価格 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭以上のそれぞれの応募価格
八　最低額面金額	五万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十一年十月十五日
十一　発行価格	イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭以上のそれぞれの応募価格 ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭四厘
十二　利率	年〇・二パーセント
十三　初期利子	平成二十二年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。 額面金額 × $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$
十四　第二期以後の利子	毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限	平成二十三年十月十五日
十六　償還金額	額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所	日本銀行
十八　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
十九　払込期日	平成二十一年十月十五日